

太陽光発電設備の 補助制度等について

京都市環境政策局地球温暖化対策室
地域脱炭素企画係長 福田



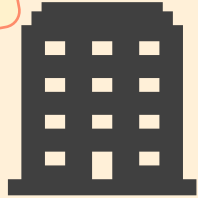
建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業（令和4年度～）

補助対象者(令和5年度)

一定規模以上の建築物の新增築時に、条例に定める義務量を超えて（1kW以上を上乗せ）太陽光発電設備を設置する方

＜一定規模以上の建築物の新增築時における再エネ設備の導入義務量＞

大規模



(延床面積2,000㎡～)

再エネ設備導入義務
6万～45万MJ 以上

中規模



(延床300～2,000㎡)

再エネ設備導入義務
3万MJ 以上

補助対象設備・補助額

補助対象設備	補助額・補助率
太陽光発電設備	5万円/kW (義務量分も補助対象)
蓄電池 (上記設備と同時設置)	導入費用の1/3

＜補助例＞

義務量が10kWのところ、
20kWの太陽光発電設備を設置した場合、

$$5 \text{万円/kW} \times 20 \text{kW}^{\ast} = 100 \text{万円}$$

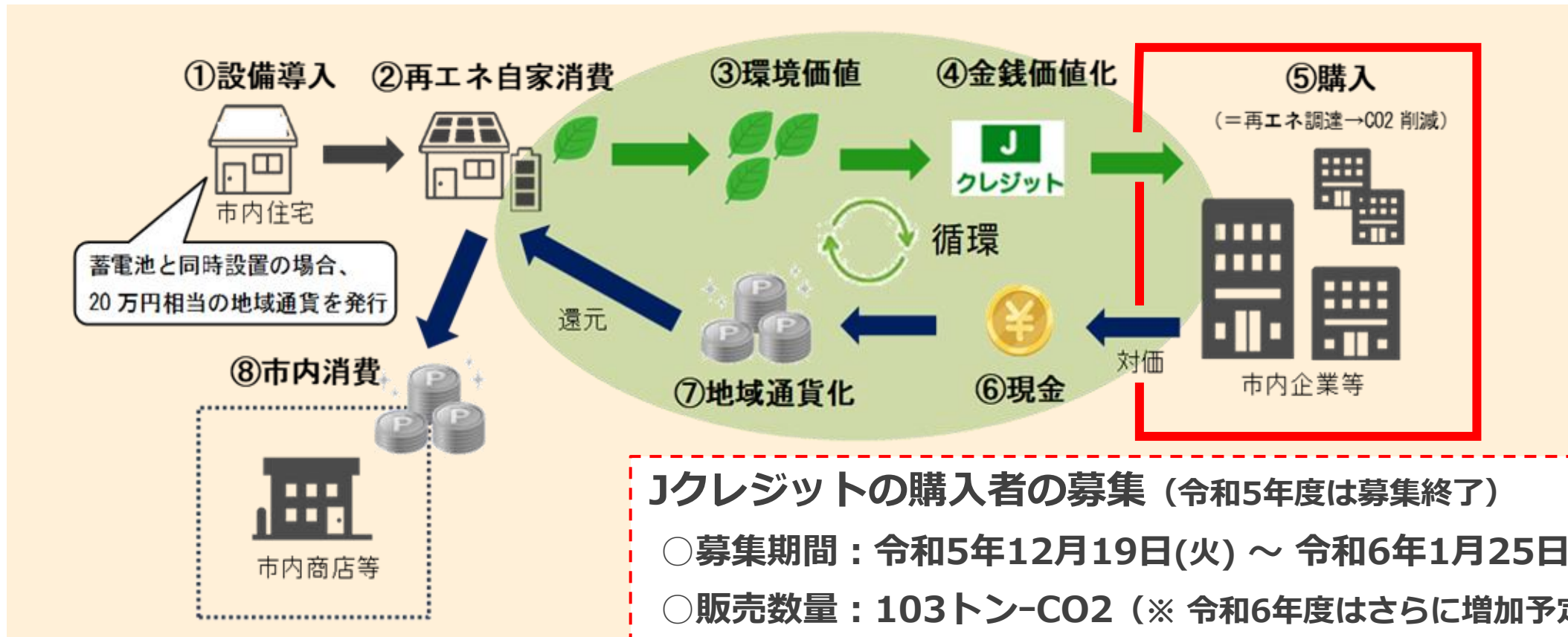
※ 義務量分も補助対象です。

住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業（Jクレジット購入者募集）

事業の概要（全体像）

市民の御家庭での太陽光発電設備で生み出される環境価値（CO2削減量）を、京都市が、取りまとめてクレジット化（Jクレジット）したうえで、企業等の皆様にご購入いただき、それを原資に、地域ポイントとして各御家庭に還元する取組

※ Jクレジット：再生可能エネルギー等によるCO2削減量を売買可能な「クレジット」として、国が認証する制度



Jクレジット購入のメリット

① 報告制度等での利用

地球温暖化対策推進法や京都市地球温暖化対策条例などの各種法令に基づく報告制度や認証制度等において、CO₂削減量等として利用することができます。

＜利用可能な報告制度・認証制度＞

温対法、省エネ法、温対条例、CDP・SBT・RE100、SHIFT事業・ASSET事業

② 企業価値の向上

気候変動対策や地域貢献に係る取組としてPR（※）することで、企業価値の向上につながります。

※ クレジットの購入費用は、御家庭での太陽光発電設備の導入等に対するインセンティブとして市民に還元され、京都市内の太陽光発電の普及につながります。京都市もクレジット購入者をPRします。

③ 製品・サービスの差別化（カーボン・オフセット）

商品の製造やサービスの提供に伴って発生するCO₂排出量をクレジットでオフセット（埋め合わせ）することで、商品・サービス等の差別化やブランディングを図ることができます。

＜クレジットの活用（オフセット）の例＞

- ・ オフィスビルや工場などの施設における電気や燃料の使用に伴うCO₂排出量をオフセット
- ・ 製品の製造や運搬時の電気やガソリン等の使用に伴うCO₂排出量をオフセット

